

常任委員会の所管事務調査

1 所管事務調査の根拠等

常任委員会の権限として、地方自治法では、以下のように規定し、付託案件の審査権に加えて、「所管事務の調査権」を認めている。

なお、千葉市議会会議規則においても、その手続が以下のとおり規定されている。

◎地方自治法 第109条（委員会）

1 略

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

◎千葉市議会会議規則 第94条（所管事務等の調査）

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

所管事務の調査権は、常任委員会にだけ認められているものであり、それを積極的に活用し、その成果を ① 付託議案の審査に活かす、② 所属委員が特定の調査事項について委員会としての意見を議案等として提出する、③ 執行機関を監視し、チェックする等の役割を果たす等が期待されている。

2 各市の所管事務調査の状況

1 常任委員会当たりの平均活動状況（全国市議会議長会「平成27年度市議会の活動に関する実態調査結果（H26.1.1～12.31）」より抜粋）（単位：日）

	会期中 開催 日数	閉会中 開催 日数	市内行政視察		市外行政視察		年間活 動日数
			回数	日数	回数	日数	
政令市	12.2	3.8	0.8	0.8	1.1	2.9	19.8
全813市	7.1	2.5	0.7	0.7	1.0	2.5	12.8
千葉市	5.0	0.4	0.2	0.2	1.0	3.0	8.6

《千葉市議会の所管事務調査の実績（22年度～27年度）》

- 27年度 計8回**（会期中4回、閉会中4回）
総務2回、**保健消防**1回、**都市建設**5回（うち市内現地視察2回）
- 26年度 計4回**（会期中1回、閉会中3回）
保健消防1回、**教育未来**3回（うち市内現地視察1回）
- 25年度 計1回**（会期中1回）
保健消防1回
- 24年度 計11回**（会期中5回、閉会中6回）
保健消防11回
- 23年度 計6回**（会期中1回、閉会中5回）
総務1回、**保健消防**4回（うち市内現地視察1回）、**都市建設**1回
- 22年度 計5回**（会期中3回、閉会中2回）
総務1回、**保健消防**3回、**教育未来**1回（うち市内現地視察1回）

3 調査研究テーマを設けて所管事務調査を行っている事例

政令市では「さいたま市」1市のみが、調査研究テーマ（以下「テーマ」という。）を設定し所管事務調査を実施している。

主な流れ ※ 委員改選は、6月定例会

- ① 6月定例会でテーマを決定
- ⇒ ② テーマの調査研究（執行部からの報告、視察、必要に応じて参考人の招致）
- ⇒ ③ 委員間討議による報告書を作成
- ⇒ ④ 委員長報告のとりまとめ
- ⇒ ⑤ 本会議において委員長報告

26年度の状況

- ・ 総合政策委員会：委員長からテーマ案を提案し、協議し決定
テーマ「自主財源の確保と自治体債権の課題について」
- ・ 文教委員会：テーマを設定せず、適宜、必要に応じて調査を進める。報告はなし
- ・ 市民生活委員会：正副委員長からテーマを提案し、協議し決定
テーマ「さいたま市特有の文化芸術振興策について」
- ・ 保健福祉委員会：正副委員長からテーマを提案し、協議し決定
テーマ「動物愛護について」
- ・ まちづくり委員会：正副委員長の提案により、前年のテーマを引き続き調査することとし決定
テーマ「さいたま市の都市交通のあり方について」